山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者募集に関する質問と回答(7/18 収受分)

質問1)自動販売機の設置について

増設は可能か?

清涼飲料水以外に、アイスクリームや軽食、かき氷、UFOキャッチャーなどの自販機設置は可能か?

回答1) 業務の内容及び基準第4(9)に示すとおり、自動販売機は利用者の利便性 を図るためのものであり、その範囲内で増設が必要と、県との協議により認め られる場合は可能です。

ただし、既存の建物への自販機の設置及び附帯建築物(屋根等)の設置はできません。

清涼飲料水以外の自販機を設置することはできません。

質問2)県の調査研究員について

水族館に常駐するのか?

水族館事務所に席を作る必要はあるのか?

回答 2) 隣接する水産技術センター忍野支所に常駐します。日常的に水族館バックヤード所定場所での研究を行う予定です。

事務所に席を置く必要はありませんが、バックヤードで記録等簡易な作業を 行うための机、イス、スペースを県で使用します。

質問3)ボランティアの学生について

学生への経費(交通費や謝礼など)はどこまでか? 今後も協力を得られる可能性はあるのか?

回答3) 学生に対して交通費や食費、謝礼等の支出はしていません。ただし、被服(ロゴ入りウィンドブレーカー、長靴等)の無償貸与、ボランティア保険の加入を行っています。

指定管理者の選定後、当事者間で協議して頂くこととなります。

- 質問4)館長の手当は支所長分と、どのように按分していたのか?
- 回答 4)「業務の内容及び基準」資料 の組織図に示すとおり、支所長が館長を兼務して いるため、支所長に館長としての手当は支給されていません。

- 質問5)潜水資格者は常駐の必要はあるか?
- 回答5)義務付けはしていません。ただし、「業務の内容及び基準」第2(2)(キ)に 例示する作業などを潜水して行う場合は、潜水士の資格所持者が行う必要があり ます。
- 質問6)「さかな公園」内の施設の利用は可能か?
- 回答 6)村営施設の利用に関しては、忍野村と具体的な利用内容について協議が必要です。
- 質問7)「移動水族館」の使用機器や使用車両など概要を教えてください
- 回答7)県民の日記念行事会場に出張し、水槽・パネル展示による本県内水面漁業等の啓 発、タッチ体験やクイズ等のイベントを行っています。

機器等過去の使用例は次のとおりです。

なお、指定管理者が水産技術センター備品を使用することはできません。

- ・60cm水槽、水槽架台(10セット)
- ・チョウザメ等大型魚展示プール (ビニールシート製水槽をパイプ枠により自立させた組立式の簡易水槽。1基)
- ・展示生物の搬送用具(500L 車載タンク1基、酸素ボンベ、タル、バケツ等)
- ・ブロアーポンプ、通気配管、各種タモ網、魚名解説板等小物
- ・看板、幟旗、パネル、パンフ等広報用品
- ・机、イス(水産技術センター備品)
- ・使用車両 軽トラック、バン各1台(水族館備品) 中型トラック(水産技術センター備品)1台

テント、電源などは県民の日記念行事実行委員会と事前調整の上、実行委員 会側が用意します。